

# ぬまづ憲法9条の会

194号  
4月1日 発行  
事務局  
神田健夫  
055-921-7755

## 即時停戦

ロシアのウクライナ侵攻が激化している。ウクライナの市民が殺され、家が焼かれ、ライフライン・文化財まで破壊されている。爆撃だけでなく、食料、水、家も無く生命の危機にある。

### 3者で停戦交渉

ロシアとウクライナの停戦交渉が継続しているが進展しない。その間も戦闘が続き被害は拡大している。

話合いが進展しないのは、交渉が戦争している当事者だけであり、武器を送り続ける事実上の当事者アメリカが参加していない。ロシ

アのプーチン大統領、ウクライナのゼレンスキー大統領

そしてアメリカのバイデン大統領が交渉して即時停戦し、戦闘をやめ解決策を話し合う事である。

ウクライナの敗北やプーチン失脚を待つては、ウクライナは救われない。

3者会談の実現の声を上げよう。

### 140カ国賛成

3月24日国連総会、ロシアのウクライナ侵略に関する緊急特別会合で、ロシア軍による民間人や民間施設への無差別攻撃を非難し、即時停止を求める決議案を140国の賛成多数で採択した。

決議は、ウクライナからのロシア軍の即時撤退を求めた2日の決議の全面実施を要求し、「ロシアによる敵対行為の即時停止を要求する」と表明。

今回のウクライナ侵攻を受けた国連総会決議の採択は、2日のロシア非難決議に続き2回目。安保理決議と異なり法的拘束力はないが、141カ国が賛成した前回と同程度の支持が集まり、ロシアの国際的孤立を改めて浮き彫りにした。

## 2022年

### 意見広告賛同者募集

私たちは、憲法・第9条「戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認」を守ります。

\*掲載日 5月3日(予定)

\*掲載新聞 朝日・毎日

朝刊・一面

\*掲載内容 アピール文  
イラスト 賛同者氏名

\*掲載料金 500円

\*募集期間 4月14日まで。

\*募集目標 5500人

問合せ先  
ぬまづ憲法9条の会

神田 055-921-7755

## ウクライナ侵略とそれを口実にした9条破壊、改憲は許さない

3月25日九条の会事務局声明  
(抜粋掲載)

ロシアによる侵略以来1ヶ月、すでに地域・草の根で、「憲法改悪を許さない全国署名」などを手に、ウクライナ侵略に抗議し、便乗した改憲策動に反対する市民の行動が展開され、多くの共感が寄せられつつあります。

市民の行動、市民と野党の共闘は、安倍、菅政権が企てた改憲を阻んできました。この力に確信を持ち、市民の皆さんが、ロシアによる人道破壊攻撃と侵略の即時停止と共に、それに名を借りた、改憲と9条破壊の企てを阻むために、立ち上がられることを訴えます。  
改憲、9条破壊 NO!  
の声と行動を強め、来たるべき参院選では市民の力で改憲勢力3分の2を阻みましよう。

「安保健法違憲訴訟」から見える戦争する国づくり

日時 4月23日(土)  
13時30~15時

会場 沼津労政会館 第2  
講師 角田由紀子弁護士  
会場費・資料代 300円

ロシアのウクライナ侵攻が激化するなかで、日本の防衛強化が叫ばれ、改憲勢力は核共有・9条改憲、緊急事態条項加憲を急いでいます。

緊急の学習会を企画しました。ぜひ、ご出席下さい。

主催 ぬまづ憲法9条の会  
連絡先 神田055192117755



戦争反対 プロパガンダ(政治宣伝)を信じるな

(マリーナ・オフシヤニコワさん)

# 安倍元首相にヤジ 警官の排除は「違法」

札幌地裁、北海道に  
賠償命じる

2019年の夏の参院選で、安倍首相（当時）の街頭演説にヤジを飛ばしたら、北海道警の警察官に強引に排除された大杉、桃井さんが、北海道を相手に不当だとして損害賠償を求めた訴訟での判決が3月25日にあった。

札幌地裁の廣瀬孝裁判長は「原告の表現の自由は、警察官によって侵害された」と認定し、北海道の警備が違法だとして道に対し合計88万円の支払い命じた。

## 民主主義の権利 全警察が尊重を

（原告・弁護士声明）

演説の会場で、ヤジを飛ばして排除された事を、裁判に訴え、勝利したことで、憲法が保障する「言論の自由」が守られた。

# 国会召集は「憲法上の義務」 違憲かは判断せず

2017年に野党が要求した憲法53条に基づく臨時国会の召集について、当時の安倍晋三内閣が約3カ月以上応じなかったのは、憲法違反にあたるとして、沖縄県選出国会議員ら4人が損害賠償を求めた国賠訴訟の控訴審判決が3月17日、福岡高裁那覇支部であった。

谷口豊裁判長は、控訴を棄却した。しかし、内閣は国会を召集する「重要な憲法上の義務だ」と判断した。一審・那覇地裁判決を支持。

一方、内閣の対応が違憲かどうかは判断せず、賠償を求めた原告側の控訴を棄却した。原告側は即日上告した。

憲法53条後段は、衆参いずれかの総議員の4分の1以上の要求があれば、「内閣は臨時国

会の召集を決定しなければならない」と定め、召集を内閣に義務付けている。

## 衆院選 一票の格差 高裁判決 出そろろう

弁護士グループが、昨年の衆院選289小選挙区すべての選挙無効を求めて、全国14高裁・支部に計16件提訴した。この一連の訴訟で、高裁判決は「違憲状態」7件、「合憲」が9件となった。「合憲」がやや優勢だったものの拮抗した。

最大格差が改善の「目安」とされる2倍をわずかに超えたことに加え、国会での格差是正の取り組みをどう評価するかで分かれた形。高裁判決が出そろった後、今後、示される最高裁大法廷での統一判断が注目される。



# 憲法記念日市民の集い

日時 5月3日（火）

14時～16時

プラサヴェルデ3F

会議室301・302

講師 川口創弁護士

「軍事力の時代を終わらせるために」

参加券1000円

主催 「憲法記念日市民のつどい」

実行委員会

連絡先 みどり合同法律事務所

TEL 055-931-4471

ウクライナ人道支援

コンサート&講演会



日時 6月5日（日）

13時15分～16時

アクセスかつらぎ

（伊豆の国市長岡総合会館）

参加券1,000円

第1部

ウクライナの歌姫

オクサーナ・

ステパニユクさん

第2部

講師 半田滋さん

（元東京新聞論説編集委員）

「平和の危機を迎えて  
ウクライナから  
何を学ぶのか」



主催 ウクライナ教授コンサート&  
講演実行委員会

静岡県東部市民連合、

9条の会静岡県東部連絡会

連絡先

090-5617-3223（石田）

055-921-7755（神田）

090-5009-3640（堀）